

# 第 106 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月22日

住 所 宮崎市広島2丁目1番31号  
株式会社 宮崎太陽銀行  
取締役頭取 宮田穂積

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	11,670	預 金	514,867
コ ー ル ロ ー ン	41,500	借 用 金	23
買入金銭債権	1,818	外 国 為 替	6
商品有価証券	109	そ の 他 負 債	2,246
有 価 証 券	99,949	退 職 給 付 引 当 金	1,530
貸 出 金	379,097	再評価に係る繰延税金負債	1,655
外 国 為 替	0	支 払 承 諾	4,470
そ の 他 資 産	2,815	負 債 の 部 合 計	524,800
有形固定資産	14,971	（純資産の部）	
無形固定資産	337	資 本 金	5,752
繰延税金資産	3,130	資 本 剰 余 金	4,344
支払承諾見返	4,470	資 本 準 備 金	4,344
貸倒引当金	6,431	利 益 剰 余 金	13,255
		利 益 準 備 金	2,066
		そ の 他 利 益 剰 余 金	11,189
		退 職 給 与 積 立 金	375
		電 算 化 積 立 金	200
		別 途 積 立 金	9,903
		繰越利益剰余金	710
		自 己 株 式	55
		株 主 資 本 合 計	23,297
		その他有価証券評価差額金	3,501
		繰延ヘッジ損益	22
		土地再評価差額金	1,862
		評価・換算差額等合計	5,341
		純 資 産 の 部 合 計	28,638
資 産 の 部 合 計	553,439	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	553,439

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間期末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15 年～50 年

動産 5 年～6 年

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

7. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込

額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,126 百万円であります。

9. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日)が会社法施行日以後終了する事業年度の間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとしておりますが、その支給見込額を合理的に見積もることが困難なため、当中間期は費用処理しておりません。よって、中間貸借対照表等に与える影響はありません。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理
--------	---

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理
----------	---

なお、会計基準変更時差異(1,202 百万円)については、15 年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。

11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

13. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

14. 関係会社の株式(及び出資)総額 452 百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額 5,762 百万円

16. 有形固定資産の圧縮記帳額 560 百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 552 百万円、延滞債権額は 11,125 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を

計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は - 百万円であります。

なお3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,578 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 16,256 百万円であります。

なお17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,393 百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 379 百万円

担保資産に対応する債務

預金 578 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,094 百万円及び預け金 4 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 106 百万円あります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成

10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出

24. 1株当たりの純資産額 537円28銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は42銭減少しております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。26. についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上 額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,371	18,876	5,504
債券	57,476	57,601	125
国債	31,646	31,511	135
地方債	4,507	4,634	126
社債	21,321	21,455	133
その他	9,024	9,259	235
合計	79,872	85,737	5,864

なお、上記の評価差額金から繰延税金負債2,363百万円を差し引いた額3,501百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当期において、その他有価証券で時価のある株式について445百万円減損処理を行っております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

26. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	9,300
非上場国内債	3,090

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	452
その他有価証券 非上場株式	703
その他の証券	665
買入金銭債権	1,818

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,427百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,318百万円、1年超のものが108百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,351 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	616
減価償却費損金算入限度額超過額	133
有価証券評価損	787
その他	<u>463</u>
繰延税金資産小計	6,353
評価性引当額	<u>859</u>
繰延税金資産合計	5,493
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>2,363</u>
繰延税金負債合計	2,363
繰延税金資産の純額	<u>3,130 百万円</u>

29. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」

(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は28,661百万円であります。

- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「電算化積立金」、「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

30. 単体自己資本比率(国内基準) 8.18%

中間損益計算書

〔平成18年4月1日から  
平成18年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		7,286
資 金 運 用 収 益	5,810	
(うち貸出金利息)	( 4,984 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 801 )	
役 務 取 引 等 収 益	972	
そ の 他 業 務 収 益	26	
そ の 他 経 常 収 益	476	
経 常 費 用		6,296
資 金 調 達 費 用	269	
(うち預金利息)	( 231 )	
役 務 取 引 等 費 用	539	
そ の 他 業 務 費 用	61	
営 業 経 費	4,483	
そ の 他 経 常 費 用	943	
経 常 利 益		989
特 別 利 益		0
特 別 損 失		0
税 引 前 中 間 純 利 益		989
法人税、住民税及び事業税		526
法 人 税 等 調 整 額		74
中 間 純 利 益		388

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純利益金額 7円28銭

3．「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 375百万円および株式等償却 462百万円を含んでおります。

# 中間連結財務諸表の作成方針

## ( 1 ) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

株式会社 宮崎太陽ビジネスサービス

株式会社 宮崎太陽リース

株式会社 宮崎太陽キャピタル

非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合 2社

J A I C - みやざき太陽 1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

## ( 2 ) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

J A I C - みやざき太陽 1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

## ( 3 ) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末 3社

中間連結貸借対照表 (平成18年 9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	11,671	預 金	514,793
コールローン及び買入手形	41,500	借 用 金	653
買 入 金 銭 債 権	1,818	外 国 為 替	6
商 品 有 価 証 券	109	そ の 他 負 債	2,780
有 価 証 券	100,096	退 職 給 付 引 当 金	1,538
貸 出 金	375,449	再評価に係る繰延税金負債	1,655
外 国 為 替	0	支 払 承 諾	4,470
そ の 他 資 産	7,437	負 債 の 部 合 計	525,897
有 形 固 定 資 産	15,558	( 純 資 産 の 部 )	
無 形 固 定 資 産	352	資 本 金	5,752
繰 延 税 金 資 産	3,230	資 本 剰 余 金	4,344
支 払 承 諾 見 返	4,470	利 益 剰 余 金	13,317
貸 倒 引 当 金	6,812	自 己 株 式	58
		株 主 資 本 合 計	23,356
		その他有価証券評価差額金	3,501
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	22
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,862
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,341
		少 数 株 主 持 分	285
		純 資 産 の 部 合 計	28,983
資 産 の 部 合 計	554,881	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	554,881

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、中間連結決算期末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
動産	5年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,126百万円であります。

連結される子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとしておりますが、その支給見込額を合理的に見積もることが困難なため、当中間連結会計期間は費用処理しておりません。よって、中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 当行は貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

14. 関係会社の株式（及び出資）総額（子会社の株式（及び出資）を除く）442 百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額 6,744 百万円

16. 有形固定資産の圧縮記帳額 560 百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は、650 百万円、延滞債権額は 11,523 百万円であり  
ます。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は - 百万円であります。

なお 3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,578 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 16,753 百万円であります。

なお 17. から 20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,393 百万円  
であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 379 百万円

担保資産に対応する債務

預金 578 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,094 百万円及び預け金 4 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 106 百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出

24. 1 株当たりの純資産額 538 円 46 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べて 1 株当たりの純資産額は 43 銭減少しております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。26. についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,371	18,876	5,504
債券	57,476	57,601	125
国債	31,646	31,511	135
地方債	4,507	4,634	126
社債	21,321	21,455	133
その他	9,024	9,259	235
合計	79,872	85,737	5,864

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,363 百万円を差し引いた額 3,501 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 445 百万円減損処理を行っております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%以上下落したものを全てとすることに加え、同 30%以上 50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

26. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	9,300
非上場国内債	3,090
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	442
その他有価証券	
非上場株式	709
非上場国内債	150
その他の証券	666
買入金銭債権	1,818

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,427百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,318百万円、1年超のものが108百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に

区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は28,720百万円であります。

- (2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
- (7) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中「のれん」に含めて表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

29. 連結自己資本比率（国内基準） 8.25%

中間連結損益計算書

平成18年 4月 1日から

平成18年 9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	8,268
資 金 運 用 収 益	5,783
(うち貸出金利息)	( 4,955 )
(うち有価証券利息配当金)	( 804 )
役 務 取 引 等 収 益	1,004
そ の 他 業 務 収 益	945
そ の 他 経 常 収 益	534
経 常 費 用	7,193
資 金 調 達 費 用	273
(うち預金利息)	( 231 )
役 務 取 引 等 費 用	537
そ の 他 業 務 費 用	1,001
営 業 経 費	4,442
そ の 他 経 常 費 用	938
経 常 利 益	1,074
特 別 利 益	0
特 別 損 失	0
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	1,074
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	549
法 人 税 等 調 整 額	85
少 数 株 主 利 益	47
中 間 純 利 益	391

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 7円35銭

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額370百万円および株式等償却462百万円を含んでおります。